

学校で流行しやすい飛沫感染（空気などで感染する）しやすい病気は第二種感染症として、「出席停止」が定められています。

- ◎今回の改正で新たに追加された「^{すいまくえんきんせいすいまくえん}髄膜炎菌性髄膜炎」（下表★4）を含めて、9つの感染症があります。
- ◎「インフルエンザ」「百日咳」「流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）」の3つが「出席停止期間の基準」が改定となりました。

表 1. 第二種感染症の出席停止期間(学校保健安全法施行規則, 2012年4月改正)

病名	出席停止期間の基準
★1・インフルエンザ(学校)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
インフルエンザ(幼稚園)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後三日を経過するまで
★2・百日咳	特有の咳が消失するまで、または五日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱した後三日を経過するまで
★3・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後五日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
★4・膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

第三種感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	感染のおそれなくなるまで
---	--------------

★1・「インフルエンザ」について

※ 発熱・頭痛などの症状がでて5日間経過し、熱が下がった後2日経過するまでなので、5日間経過していても解熱後2日経過するまでは出席停止です。また、すぐに熱が下がっても、5日間経過しなければ登校できません。

★2・「百日咳」 変更前：“特有の咳が消失するまで”

変更後：“特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで”

※ 5日間の適正な抗菌薬の治療により感染の恐れがなくなります。

★3・「流行性耳下腺炎」 変更前：“耳下腺の腫脹が消失するまで”

(おたふくかぜ) 変更後：“耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで”

※ 耳下腺（耳の下あたり）以外にも顎下腺や唾液腺など（顎のあたり）が腫れることがあります。発症後は5日程度で感染力が弱まりますが、腫れが長期間にわたる場合もあるので、5日経過しても発熱や腫れがなくなるまでは感染の可能性があるため出席停止となります。